

令和8年度呉市立荘山田小学校

生徒指導規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、呉市立荘山田小学校の学校教育目標を達成するためのものであり、自主的・自律的に充実した学校生活を送るという観点から必要な事項を定めるものである。

第2章 学校生活に関すること

(登下校)

第2条 登下校は、徒歩で行うことを原則とし、その際は交通マナーを守り、決められた通学路を通る。

- (1) 始業は8時15分とする。できるだけ7時45分から8時までに登校できるようにする。
- (2) 登下校は、寄り道をせずに行う。事情があり、どこかに寄らなくてはならない場合は、保護者が担任に連絡帳等で連絡する。
- (3) 欠席および遅刻の場合は、保護者が欠席・遅刻の理由をteturu等で学校に連絡する。
- (4) 早退の場合、事前に分かっている場合は、保護者が早退の理由と時刻をteturu等で学校に連絡する。下校方法は、保護者が学校に迎えに来ることを原則とする。
- (5) 登校したら、原則校外に出ない。
- (6) 遅刻して登校した時は、まず、職員室に行き、登校したことを告げる。
- (7) 16時00分までに下校する。
- (8) 登下校等で、東門を使わない。

(身だしなみ)

第3条 学校の生活に妨げにならないよう、清潔で、活動しやすい身だしなみをする。

- (1) 片山中学校の規程に準じて、頭髪については次の通りとする。
 - ① 染色・脱色・パーマ等、特殊な髪型はしない。
 - ② 前髪は目にかからない、後ろは肩にかからない程度にする。髪が肩にかかる時には、編むか結ぶ。結ぶときは黒か紺か茶のゴムで結ぶ。

結ぶ場所は頭の上でなく、横か、すそ近くで結ぶ。リボン等飾りを目的としたものは付けない。

(2) 服装は、次の通りとする。

- ① 華美でなく、動きやすい服装をする。
- ② 左胸に名札をつける。
- ③ 学校生活に不必要なものは身に付けない。
- ④ マフラーやネックウォーマー、手袋は登下校時のみ許可する。
- ⑤ 靴は運動靴を原則とする。ハイカットや厚底のものは使用しない。雨天時の長ぐつは、その限りではない。

(持ち物)

第4条 学校へは学習に必要なもの以外持ってこない。不要物の持ち込みがあった場合、教職員が、一時預かり、機会を捉え返却する。改善が見られない場合は、特別な指導を行う。

- (1) 筆箱の中身は鉛筆5本、赤色鉛筆(赤青色鉛筆)1本、ものさし、消しゴムを使用する。筆箱に飾りなどをつけない。
- (2) タブレット端末は、家庭で充電し、持参する。
- (3) 携帯電話を学校に持ち込まない。
- (4) 児童間での物の貸し借りはしない。
- (5) 不必要な金銭は持ち込まない。
- (6) 持ち物には必ず名前を書く。
- (7) 通学はランドセルを背負って登校することを原則とする。ランドセルには、お守りや飾りなどを付けない。

(校内の生活)

第5条 校内の生活については次のことを指導していく。改善が見られない場合は、特別な指導を行う。

- (1) 時と場に応じた言葉遣いをしたり、あいさつをしたりする。
- (2) シューズや靴を下足箱に収める際は、シューズは上段に、靴は下段にかかとをそろえて置く。
- (3) 授業については次の通りとする。
 - ① チャイムが鳴り終わる前に着席する。
 - ② 授業が終わったら次の授業の準備をする。
 - ③ 授業時のあいさつを大切に、ていねいな言

葉で話す。

- ④ 指名されたときは、「はいっ」と返事をしてから発言する。
- (3) タブレット端末活用のルールを厳守する。
- (4) 休憩時間等については次の通りとする。
 - ① 廊下や階段は、右側を静かに歩く。
 - ② 自分の教室以外に勝手に入らない。入る際は、必ず担当の先生の許可を得てから入る。
 - ③ 遊ぶ際は、ボールや一輪車などの遊具の使い方を守る。
 - ④ トイレは自分の学年のトイレを使用し、スリッパが常にそろっている状態にする。
- (5) 保健室の利用については次の通りとする。
 - ① 体調のすぐれない場合、保健室を利用することができる。その際は、担任に利用の許可を願い出ること。緊急の際は、利用後に養護教諭が担任に児童の「氏名」「理由」「時間」について連絡する。
 - ② 体調の回復が望めない時は、養護教諭が担任にその旨を伝え、担任が校長または教頭の許可を得た後、早退の手続きをとる。
 - ③ 目的なく保健室には入室しない。
- (6) 給食指導については次の通りを行う。
 - ① 衛生面に注意して給食当番などをする。(手洗いを完全に実施する。)
 - ② 当番は給食エプロンとマスクを着用する。
 - ③ 給食室前で給食を取るとき、返すときは「いただきます」「ごちそうさまでした」とあいさつをする。
 - ④ 4校時終了後、20分以内に配膳が終わるようにする。
- (7) 掃除については次の通り行う。
 - ① 時間いっぱい掃除をする。
 - ② 無言掃除を行う。
- (8) その他
 - ① 学校内の設備を破損した場合や発見した場合は、すぐに教職員に届け出る。破損については原則、実費弁償とする。場合によっては関係機関と連携する。

- ② 校庭では放課後や休日であっても飲食しない。

- ③ 卒業生や部外者の学校内への無断立入りは禁止する。用事がある場合は、職員室で許可をもらう。無断で学校の敷地内に入り、指導しても校外に移動しない場合は、関係機関と連絡する。休日であってもこの規程通りとする。

第3章 校外の生活に関すること

この章の内容は、警察等、関係機関と連絡を取り指導する。

(校外の生活)

第6条 校外での生活について次のことを指導する。校外での生活において問題行動やトラブル等があった場合は、原則、保護者同士で連携し解決する。または、保護者が警察等、関係機関に相談する。

- (1) 地域の方に進んであいさつをする。
- (2) 外出の際は、行き先、帰宅時刻を家族に伝える。
- (3) 帰宅時刻は2月から11月は17時、12月から1月は16時45分とする。
- (4) 児童だけで校区外に出たり、夜間外出や外泊をしたりしない。ただし、5・6年生が呉市立図書館に行く場合は、その限りではない。
- (5) 1～3年生が二河プールに行くときは、必ず保護者同伴とする。
- (6) 危険な場所(道路、駐車場、川、空き家等)や人の迷惑になる場所では遊ばない。また、危険な遊び(火遊び、エアガン、ドローン等)をしない。
- (7) 公園ではルールやマナーを守って遊ぶ。
- (8) お菓子を公園や道路など人の迷惑になる場所で食べない。
- (9) 子どもだけで店や飲食店に出入りしない。(おつかい等、家庭の用事がある場合を除く)
- (10) 子ども同士でおごったりおごられたりしない。
- (11) 自転車の使用については次の通りとする。
 - ① 4年生以上は保護者の許可を得て乗る。
 - ② 1・2・3年生は、保護者の指導のもとで乗

る。

- ③ 自転車に乗る際は、必ず保険に入り、保護者の責任において、ヘルメットをかぶって乗る。急な下り坂やバス道路では乗らない。

(12) SNSを利用する場合は、家の人とルールを決めておく。また、人の悪口を書き込んだり、むやみに写真や動画を送ったり掲載したりするようなことは絶対にしない。

(13) 知らない人について行ったり、SNSで知り合った人に直接会ったりしない。

第4章 特別な指導に関すること

(特別な指導)

「社会で許されないことは、学校においても許されない。」との認識に基づき児童が学校内で問題行動を起こした場合には、今後よりよい学校生活を送られるようにするために特別な指導を行う。

第7条 問題行動に対し、教育上必要と認められた場合は、特別な指導を行う。指導に当たっては発達段階や常習性を配慮する。

指導段階は次の通りとする。

第1段階→本人への説諭、反省文の作成および保護者への連絡（別室で担任・生徒指導主事等が行う。）

第2段階→第1段階の指導に加え、保護者との面談（別室で校長・担任・学年主任・生徒指導主事が行う。場合により、警察等、関係機関と連携する。）

(1) 学校の規則等に違反する次の行為があった場合、第1段階の指導を行う。

- ① 生徒指導規程を繰り返し違反した場合
- ② 授業態度に問題がある場合
- ③ 人の尊厳を傷つける言動を行った場合
- ④ 登校後の無断早退、無断欠席
- ⑤ いじめに関係している場合
- ⑥ その他、学校が教育上指導を必要とすると判断した場合

(2) 学校の規則等に違反する次の行為があった場合、第2段階の指導を行う。

- ① 第1段階の指導で改善ができない場合
- ② 命に関わる危険な行為をした場合
- ③ 危険物や授業の妨げになるものを故意に持参・使用した場合
- ④ 落書き、器物損壊、火遊び等非社会的な行為
- ⑤ いじめに加わった場合
- ⑥ 暴力・威圧行為（対教師・児童間・器物破損）
- ⑦ 飲酒・喫煙及び準備行為（所持購入）
- ⑧ 指導に従わない場合（指導無視、暴言）
- ⑨ 窃盗・金品等強要
- ⑩ その他、法令・法規に違反する行為
- ⑪ その他、学校が教育上指導を必要とすると判断した行為

(3) 問題行動のうち、特に以下の4項目について繰り返し行う児童は、呉市教育委員会と連携し、出席停止とする。

- ①他の児童に傷害、心身の苦痛又は財産上の損失を与える行為
- ②職員の傷害または心身の苦痛を与える行為
- ③施設または設備を損壊する行為
- ④授業その他教育活動の実施を妨げる行為
出席停止期間中の学習や過ごし方については、担任等が別途連絡する。

(特別な指導を実施するに当たって)

第8条 特別な指導を実施するに当たっては、次の事項について明確にする。

- (1) 特別な指導のねらいを明確にし、生徒・保護者・教職員に伝える。
- (2) 特別な指導に至る事実確認については、複数の教員で同時に別の部屋で行う。その際は、事実のみを聞き、児童の憶測や思い込みが入らないように留意する。また、聞き取った内容に矛盾がある場合は、再度事実確認を行う。
- (3) 指導の内容、指導教員の名前、指導時間、児童の思い等については記録に残し、その後の指導に生かす。
- (4) 特別な指導を行う場所は、校長室または荘風ル

ーム（和室），図書準備室とする。期間は，5日
までとする。

（5）特別な指導を行う際には，児童の学習を保障す
る。

（規程の周知）

第9条 児童を対象とする全校朝会や保護者を対象
とする入学説明会，PTA 総会，懇談会などで直接説明
を行ったり，ホームページで公開したりする。

〈附則〉

この規程は平成26年4月1日より施行する。

この規定は令和4年4月1日より改正施行する。

この規定は令和7年4月1日より改正施行する。

この規定は令和8年4月1日より改正施行する。